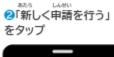
各種届(考査欠席届、出席停止届、忌引届)の運用について

- | 運用時期
  - 2 学期以降は Classi のみで行います。
- 2 運用方法

【生徒(保護者入力)】→【保護者承認】→【教務情報部確認】









●提出物を選んで
「選択」をタップ



●記入して「今すぐ提出」をタップ。



- ※1 「学期期末考査においては、学校から入力依頼フォームを配信していましたが、 2 学期以降は各自で入力・申請をお願いします。
- ※2 考査を複数日程欠席した場合は、その都度、入力申請をお願いします。

例: I 日目と3日目を欠席した場合は、I 日目と3日目の2回分の申請が必要となります。 証明する書類は、同一のもので構いません。

※3 各種届には以下のデータ添付が必要となります。

考査欠席届:病院を受診したことがわかるもの(領収書など)

出席停止届:検査結果(インフルエンザ A、新型コロナウイルス、百日咳など)がわかるもの

忌引届:会葬礼状や葬儀証明書など

## 学校感染症について

学校は生徒等が集団生活を営む場であることから、感染症が発生した場合は感染拡大を防ぐため、学校保健安全法(第 19 条等) の規定により出席停止の措置を行います。

出席停止期間は、下記のとおり感染症の種類によって基準が定められています。医師による診断を受け、感染のおそれがなくなるまで十分に療養してください。

## ・手続き

学校感染症と診断されたら・・・

- ① 学校(担任)へ連絡し、登校許可が出るまで(治癒、または感染のおそれがなくなるまで)療養してください。
- ② 療養後、Classi 上で『出席停止届』を提出のうえ、登校してください。
  - \*提出には、検査結果(インフルエンザ、新型コロナウイルス感染症など)がわかるもの(生徒名・受診日・医療機関名が明記されているもの)のデータ添付が必要です。
  - \*『出席停止届』の Classi 上での提出方法については、「各種届の運用について」を参照ください。

## ・出席停止期間の基準

分類	感染症の種類	出席停止期間の基準
第一種	エボラ出血熱、クリミア・コンゴ出血熱、痘そう、南米出血熱、ペスト、マールブルグ病、ラッサ熱、急性灰白髄炎、ジフテリア、重症急性呼吸器症候群(病原体が SARS コナウイルスに限る)、中東呼吸器症候群(病原体:MERS コナウイルスに限る)、特定鳥インフルエンザ	治癒するまで
	インフルエンザ (特定鳥インフルエンザ及び新型インフルエンザ等感染症を除く) 百日咳	発症した後(発症の翌日を   日目として)5日を経過し、かつ解熱した後2日を経過するまで 特有の咳が消失するまで又は5日間の適正な抗菌性物質製剤による治療が終了するまで
第二種	麻しん 流行性耳下腺炎	解熱した後3日を経過するまで 耳下腺、顎下腺又は舌下腺の腫脹が発現した後5日を経過し、 かつ全身症状が良好になるまで
	風しん水痘	発しんが消失するまで 全ての発疹が痂皮化するまで
	咽頭結膜熱	主要症状が消退した後2日を経過するまで
	新型コロナウイルス感染症	発症した後(発症の翌日を   日目として)5 日を経過し、かつ、 症状が軽快した後   日を経過するまで
	結核、 髄膜炎菌性髄膜炎	病状により学校医その他の医師において感染のおそれがない と認めるまで
第三種	コレラ、細菌性赤痢、腸管出血性大腸菌感染症(O-157)、腸チフス、パラチフス、流行性角結膜炎、急性出血性結膜炎、 <b>その他の感染症</b> (※下記に説明)	病状により学校医その他の医師において感染のおそれがない と認めるまで

#### ※その他の感染症とは

学校で流行が起こった場合に、その感染拡大を防ぐために、必要がある場合に限り、学校医の意見を聞き、校長が第三種の感染症として緊急的に出席停止の措置をとることができる疾患

・溶連菌感染症・マイコプラズマ感染症・感染性胃腸炎(流行性嘔吐下痢症)など

# インフルエンザ・新型コロナウイルス感染症による出席停止期間について

学校保健安全法施行規則により、インフルエンザ・新型コロナウイルス感染症の出席停止期間の基準は次のように定められています。

### ・インフルエンザ

「発症した後(発症の翌日を1日目として)5日を経過し、かつ、解熱した後2日間を経過するまで」登校できません。

	発症後、最低5日間は登校不可							
発症日 <b>月 日</b>	月 日	月日	月日	月日	月日	月日	月日	月日
発症当日 (0日目)	1日目	2日目	3日目	4日目	5日目	6日目	7日目	8日目
発熱	発熱	解熱	解熱後 1日目	解熱後 2日目	発症後 5日以内 <b>※登校不可</b>		登校可能	
発熱	発熱	発熱	発熱	発熱	解熱	解熱後	解熱後 2日目	登校可能
				※登校不可	※登校不可			

## 新型コロナウイルス感染症

「発症した後(発症の翌日を 1 日目として)5日を経過し、かつ、症状が軽快した後1日を経過するまで」登校できません。新型コロナウイルス感染症の出席停止解除後、発症から 10 日を経過するまでは、マスクの着用が推奨されています

	発症後、最低5日間は登校不可							
発症日 <b>月 日</b>	月日	月日	月日	月日	月日	月日	月日	月 日
発症当日 (0日目)	1日目	2日目	3日目	4日目	5日目	6日目	7日目	8日目
発熱等	発熱等	軽快	軽快後 1日目 ※登校不可	発症後 5日以内 <b>※登校不可</b>	発症後 5日以内 <b>※登校不可</b>		登校可能	
発熱等	発熱等	発熱等	発熱等	発熱等	軽快	軽快後         1日目       登校可能         **登校不可		可能

<sup>※</sup>症状により、医師が感染の恐れがないと認めたときは、この限りではありません。